



Title	中国・台湾における档案史料の状況：公開状況・文書行政・史料的意義
Author(s)	川島, 真
Citation	日本史研究会四月例会（2006年4月22日）「世界に於ける近現代史資料の現在と未来」
Issue Date	2006-04-22
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/11302
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	proceedings (author version)
File Information	20060422kawashima.pdf



[Instructions for use](#)

「中国・台湾における档案史料の状況 - 公開状況・文書行政・史料的意義 -」

川島 真(北海道大学法学研究科・公共政策大学院)

shin@juris.hokudai.ac.jp

はじめに

1. 档案の公開状況

(1) 中華人民共和国 (2) 台湾

2. 档案をめぐる制度・行政

(1) 中華人民共和国 (2) 台湾 (2-1) 国家档案法 (2-2) 数位化計画

3. 史料的意義と新たな課題

(3-1) 日本側からの史料情報の発信 (3-2) 東アジアにおける史料の共有化と共用化

(3-3) 歴史研究とアーカイバル・ヘゲモニー (3-4) 档案調査と利用

(3-5) トラブルの事例 (3-6) 「日本」の敏感さと「文献実証」

おわりに

はじめに

本報告では、中国・台湾での档案史料(図書資料などにも言及する)の状況について、その所蔵・公開状況、档案行政について、利用者の目線で紹介した上で、またそれらの意義付け、アクセスにまつわるさまざまな課題についても触れていきたい。

周知のとおり、中国・台湾の档案の状況については、数多くの史料紹介文が公刊されている(坂野正高、金丸裕一、貴志俊彦、富澤芳亜、中村元哉、川島真。媒体としては『近きに在りて』、『中国研究月報』など)。特に中国東北部については、層の厚い史料紹介がなされてきた(中見立夫、井村哲郎ら。媒体としては『近現代東北アジア地域史研究会 NEWS LETTER』など)。また、図書資料についても多くの紹介文が記され、日本語史料、あるいは日本関連史料については、九州大学の松原孝俊、国際日本文化センター(笠谷和比古、ブックロード)、また東京大学史料編纂所(保谷徹、東アジアの日本関連史料調査)などにより調査が進められてきた。

また、こうした档案や図書を、日本と中国、日本と台湾などで協力して整理、目録化、デジタル化するような事例も多く見られるようになっている。台湾では、中京大学の檜山幸夫のグループが国史館台湾文献館の台湾総督府文書の目録化、また整理(所在確定、復元作業)に携わり、国立台湾大学図書館では国文学研究資料館史料館との協力関係が見られる。中国でも、吉林省档案館とNHKの間のラジオ放送録音盤のデジタル化、第一歴史档案館と東京大学史料編纂所間の档案のデジタル化計画などが挙げられる。

こうした変容過程の中で、多くの档案や档案館、図書や図書館に関する情報が数多く日本に流入し、人的交流も活発になっている。また、中国、台湾などでの政治改革、経済発展、ひいては社会変容の中で、当地の档案などが置かれている状況も急速に変化してきている。こうした中で、新しい問題、課題などもうまれてきているように感じる。ここでは、そうした論点もふまえながら議論を進めていきたい。

1. 档案史料の公開状況

(1) 中華人民共和国の档案状況¹

中国の档案は1980年代から対外的な開放度もあがり、中国史研究者が档案を用いて研究することは、もはやルーティーン化ものとなったと考えていいだろう。無論、利用に際してはさまざまな障害や限界があるが、これは日本を含めて、程度の差こそあれ世界のどこにも存在する(言語の障壁も同様)。だが、中国で档案館にアクセスする場合には幾つか事前に注意しておくべきこともあるので、それを挙げおきたい。

第一に档案が档案館だけでなく、図書館、博物館にもあること。第二に档案館は基本的に行政機関で、解放後の档案を扱うのが原則あること、第三に、中国において「歴史」は過去ではなく一面で現在であるので、档案館にとって歴史档案は、時に解放後の档案以上に敏感な存在となること。第三に、档案館は経営面では独立行政法人的であり、自己収入を一定程度確保する必要があるため、史料集の刊行、また利用者からの手数料徴収がおこなわれるのが通常であること。昨今は公民に対する情報公開が主張され、上海市档案館のようにいち早く市民対応型のサービスを採用したところもあるが、一般的ではない。そして、中央官庁では外交部のように自ら档案公開の規則を定めて、公開を始める動きも見られている。

歴史研究者が利用する档案館は、基本的に北京と南京に有る二つの歴史档案館、地方の省市県の档案館、あるいは北京の外交部档案館などであろう(中央档案館が公開されることが望まれるが...)

(1-1)二つの歴史档案館 档案館(档案局)は基本的に行政機関なのだが、中央档案館と二つの歴史档案館は特別な存在である。中央档案館は外部公開されていないのだが、歴史档案館は広く利用されている。歴史档案館には、清代までの档案を扱う第一歴史档案館 <http://www.lsdag.com/> と民国期の歴史档案を扱う第二歴史档案館 <http://www.shac.net.cn/> があり、歴史档案は原則としてここに集められることになっている。第一歴史档案館は北京の故宮に(西華門から入る)、第二歴史档案館は、南京の中山路、明代の皇帝の妃宅・民国期の国民党党史委員会跡にある。これらでは、軍事外交の一部、宗教、民族問題などの「敏感」なものを除き、原則的に档案を公開しており、廉価ではないが複写できる。

手続きは、現在のところ第二歴史档案館のほうが厳しく、一ヶ月前の書簡申請(申請内容、利用目的、申請者履歴、訪問時期などを記したもの、また機関紹介状があれば尚可)が原則である。また両者ともに簡易目録が公刊されているので便利である。但し、第二档案館は近々ウェブ上のサービスを開始するとのことであり、手続きが簡易になる可能性が高い。保存する档案は、基本的に第一が清代、第二が民国期の中央政府档案だが、地方政府の档案、国民党の档案、日本企業の文書なども一部所蔵している。中央政府の档案については、1920年代末から30年代にかけて北京政府から南京政府への移動、日中戦争による南京、武漢、重慶などへの移動を経験しており、また30年代には北京に残されていた档案の一部(財政部档案)が日本人に売却されるなどして散逸、さらに中華民国国民政府が台湾に逃れた際に大量の档案を持ち出したために、中央政府の档案は中国・台湾の各档案館、各地の図書館・博物館、さらには海外に分散することに

¹中国語の「档案」は、文書だけでなく、音声、物品などを含む、日本語の文書よりも、英語のアーカイヴに近い概念である。ただ、中国の都市戸籍を持つ公民に作成される個人ファイルも档案と呼ばれている(これは所属単位に保存される)。档案館は文書館に相当する場で、公式には全国に3816館あるとされている。

なった²。

利用者は、少なくとも、台湾にも相当量の清代・民国期の中央政府・政党档案があることに留意し、清代であれば台北の故宮博物院、中央研究院近代史研究所档案館、国史館、民国期であれば中央研究院近代史研究所档案館、国史館、中国国民党党史館、および各部局に残された档案と対照させながら、档案を利用する必要がある。

(19世紀末から20世紀前半については、档案が中国・台湾の各地に分散している。その見取り図を自分なりに作成して／しながら、研究を進めていくことが求められている。特に中央政府・党を対象とする場合にはなおさらである。)

(1-2) 中央政府の档案館 / 図書館など 中華人民共和国および共産党の档案を保存する中央档案館が非公開である中で、外交部が档案館を設置し、1940年代後半から1955年の档案を公開し始めた。<http://www.fmprc.gov.cn/chn/wjb/zjzg/dag/default.htm> この動きは、「国際標準」への対応だともとれる。複写料金が低い以外は快適に利用できる空間であった³。今後、各部局がこのように档案館を開設する可能性もある。

また、これは外交档案関連だが、北京の国家図書館分館にも外交档案が所蔵されていることが確認されている。これまで、この档案は国家図書館蔵清代孤本外交档案(52冊)、同続編(20冊) / 民国孤本外交档案(26冊)、同続編(8冊) / 總理衙門档案を含む国家図書館蔵清代孤本内閣六部档案(38冊)、同続編(48冊)などとして公刊されている⁴。このように、図書館に档案が所蔵されることは、档案館に図書資料が所蔵されることと同様に、注意しなければならないことである。

(1-3) 地方档案館 中国の各省・市・県には档案館がある。だが、各々档案館が比較的自立的に管理運営され、横の連絡、標準化は希薄で、公開に対する姿勢、またサービスにかかる手数料などは異なっている(外国人複写料金設定、目録筆写に対する費用徴収、档案閲覧に対する一件あたりの費用徴収、筆写する上での原稿用紙の指定・販売、その原稿用紙での筆写に対する一枚あたりの費用徴収など)。

各档案館の状況は、上述の档案出版局が出しているシリーズが便利で、またウェブ上にもHPがある(省・特別市档案館については档案局HPにリンクがある)。省档案館(局)は省政府に属する行政機関で省政府の档案を保存・管理・公開している。利用に際しては、上述の第二档案館と同様の手続きが求められるが、目録が出版されていない場合、目録を見なければ何を見るべきか分からないのではあるが、なるべく多くの想定されるテーマを琴線に触れないように記すことが求められる。だが、個人的「関係」が必ずしも求められるわけではない。とはいえ、地方で開催される学会などに参加した際に地域の档案館を「参観」し、状況を理解することは重要である。

² 拙著『中国近代外交の形成』(名古屋大学出版会、2004年)参照。

³ 中華人民共和国外交部档案館については、以下を参照。

<http://www.juris.hokudai.ac.jp/~shin/06/6index.html>

⁴ これらの外交档案は、原档、清档の双方を含むもので、1930年代初頭に北京から南京に、また北京から洛陽の河洛図書館に運ばれたものとは異なる系統の档案のようである。すなわち、日本の華北占領時代にも北京に残されていたものようである。現在の国家図書館分館の古籍類は日本の占領時代には興亜院北京弁事処の管轄下に置かれていた模様である(こうした日本占領下における図書や档案の管轄、移管も重要な研究対象となる)。それが現在国家図書館分館にて公開されているのである。档案の名称は外交孤本とはなっておらず、「古籍」の中に外務部、總理衙門関連のものが含まれているということになる。条約関係、また交渉関係など数多くのタイトルのカードがある。全体の分量などは把握していないが、第一歴史档案館、第二歴史档案館、そして台湾の各档案館につく、新たな「档案館」がこの中国国家図書館分館であると理解していいものと思われる。特に、外務部および總理衙門関連の档案は貴重である。

総じて、沿岸部の档案館の公開状況はよく、租界の档案を有する上海市档案館、華北広播協会の档案を有する北京市档案館、商会档案で著名な天津市档案館、重慶国民政府期の档案を有する重慶市档案館など特別市の档案館は総じて利用しやすい。省市レベルでも、浙江省、江蘇省、広東省など沿岸部の档案館は利用しやすい。だが、日本在済南総領事館の文書を所蔵する山東省档案館のガードが固いことなど、一概には言えないところもある。県レベルの档案館については、江南地区を中心に利用者が増加しているが、全体状況は把握できていない。

日本の研究者からの関心が高い中国東北部では、省レベルの黒龍江省档案館、吉林省档案館、遼寧省档案館などが知られる。これらには、満鉄、満洲中央銀行などの档案(関東憲兵隊のものもある)、あるいは図書を含めた資料類がある。中でも、遼寧省档案館は、元来東北を代表する東北档案館であったこともあり、遼寧省以外の档案を有することで知られる(時期的には明清のものも含まれる)。また、張作霖・学良政権時代の省や商会の档案、また国民政府の档案も含まれている。吉林省档案館には、先に述べたラジオ録音盤だけでなく、満洲国、また長春(新京)にあった企業の档案もある。

しかし、これは南京などでも同様であるが、日本語の档案を整理できる人員が限定されるために公開が遅れている。だが、実際には、こうした日本語の档案は、「敏感」なものとして意識され、政策になかった強制労働関連のものなどは相次いで復刻が出ているが、自由な利用に供するにはリスクが高いものとして認知されるのであろう。

このほか、大連、ハルビン、長春市档案館など、地方都市の档案館がある。また撫順鉅務局档案処(報告者は行ったことがない)の公開が望まれているという。

これらの档案館における档案の保存状況も個別的である。全体として、現在のところ個別的にマイクロ化が進んでいるところであり、台湾や韓国のような国家規模でのデジタル化は今後の課題となっているようである。今後期待されるのは、アクセスの簡便化、情報公開、サービスの標準化などといったことだろうが、利用者の研究の観点から見れば、国有企業などの档案館、また地方档案館で公開されている解放後の档案を利用した研究が求められることになる。

なお、香港では香港政府档案処<http://www.grs.gov.hk/ws/index.html> に、マカオではマカオ特別行政区政府文化局に歴史档案館http://www.icm.gov.mo/ah/C_ah.asp が設けられ、継続的に植民地時代の档案(および写し)を公開している。

(2)台湾

次に台湾を見よう。台湾の档案公開状況については、筆者自身もこれまで紹介文を執筆し、また『近きにありて』などの雑誌には随時史料紹介文が掲載されてきた。このように台湾の「档案」事情について随時档案紹介が公刊されることには理由がある。それは、档案のありかたに政治や社会状況が反映し、日々刻々と档案の置かれている状況が動いているからである。それは第一に、档案のありかたが民主主義の根幹に関わる問題であること、第二に「歴史」が政治に直結する台湾にあって、档案公開状況が政治的なコンテキストと関わるということを背景とする。特に中華民国が「台湾化」する中で、たとえば中華民国の大陸時代のタブーに関わっていた档案が大量に公開されたりすることになった。民主主義と「中国・台湾」問題という、台湾政治の二大トピックが档案行政にもそのまま反映しているのである。

ここではまず、各档案館における档案の所蔵公開状況についても簡単に整理しておきたい。台湾内部でも、国史館、中央研究院近代史研究所档案館、中国国民党党史館などのほかに、昨今

は档案管理局も加わり、状況が複雑化しているし、刻々と各档案館の状況は変化している。無論、「数位化(デジタル情報化)」計画など、全(公的)档案館共通の課題もあるのだが、各档案館が独自に方向性を定めている状況の中で、利用者としてもその状況把握に努めることが求められている。

台湾の档案は、大きく分けて三つの部分からなる。第一は、蒋介石政権が台湾に移る際に持ち込んだ中国関連の档案である。その結果、台湾は中国関連の档案の宝庫となったが、档案のすべてを運び込んだわけではないため、清代から近代中国関連の档案は中国と台湾に分散することになった。第二は、日本が敗戦によって残した台湾総督府、地方政府、司法機関の档案などである。第三は、1945年以後の档案である。この三者が重なりあうかたちになったため、台湾の档案状況は多様で複雑な状況になった。

次にこうした档案を保存する機関についてみよう。台湾にはもともと歴史研究機関に档案保存・管理・公開機能が付与されていた。その代表が国史編纂機関である国史館および中華民国アカデミーである中央研究院の近代史研究所档案館だろう。中国近代のことであれば、この2箇所および中国国民党党史館を加えた3ヶ所が重要な档案館であり、清代は故宮博物院や中央研究院歴史語言研究所に宮中档案などが所蔵されている。このほか、外交部や教育部など各部局にそれぞれ档案資訊処や档案保存庫があり、国防部には史政局があつて、手続を踏めば档案を閲覧することが可能となっている。以下、主要档案館を中心に、その概況についてまとめてみたい。

(2-1) 中央研究院近代史研究所档案館 <http://archives.sinica.edu.tw/>

ここは日本人研究者に最もなじみ深い档案館であるが、注意すべきことはこの档案館の所蔵档案が刻々と変化しているということである。近史所档案館は、基本的に清朝の総理衙門および外務部、中華民国北京政府の外交档案、また民国期から現在にいたる経済関連档案を所蔵していることで知られている。だが、(1)昨今は台湾の戦後経済発展を中心にした所蔵を増やす方向にあり、(2)規模の面で他档案館と差がつきつつあることもあり、積極的に档案を受け入れ、(3)蓄積されてきた台湾第1級の技術を他档案館に提供するなど「合作」を積極的におこない、(4)「数位化」など国家規模の計画に応じて急速にデジタル化を進めている状況にある。

この档案館の所蔵档案を少し詳しく見よう。まず外交档案は清末から民国前期のものである(総理衙門档案1008巻、外務部457巻、中華民国外交部2446巻)。このほか、駐米公使館、駐ベルギー公使館、1940年代前半の駐英大使館档案がある。また清末の駐韓公使館・総領事館档案が重要であるが、あまり利用されていない。

次に経済档案。清末の商部・農工商部から民国期の工商部、農商部、全国水利局、内部部档案、国民政府の導准委員会、全国経済委員会、建設委員会、実業部)、資源委員会、經濟部、農林部档案などがある。ここでは、汪兆銘政権の經濟部档案(農業・林業・水利)が注目に値する(612巻、1938年～1945年)。戦後については一層所蔵档案が豊富だが、中華民国政府が大陸にあった時代の档案として、水利部(1947 - 1948年)、行政部水利委員会(1947 - 1948年)などがある。だが、分量から見た所蔵档案の中心は中華民国政府が台湾に移ってからの経済档案である。經安会(261巻、1953 - 58年)、美援会(83巻、1952 - 54年)などである。ここには、日本からの賠償取得に関する日賠會(394巻、1942 - 1953年)が含まれる。このほか、戦後台湾における企業関連档案が大量に所蔵されている。台糖(261巻)、台電(186巻)などがある。これらは企業内部に蓄積された档案ではなく、經濟部に残されていた企業関連部分の档案である。このほか、商標専利訴願巻(3620宗、1970年代 - 1980年代)や經濟部の各部局の档案が数千巻ある。

日本史研究会四月例会(2006年4月22日)「世界に於ける近現代史資料の現在と未来」
川島 真「中国・台湾における档案史料の状況 - 公開状況・文書行政・史料的意義」

また、未整理だが、台北駐日経済文化代表処経済組档案(120巻、1990 - 1994年)、駐韓国代表処経済組档案(231巻26冊、1967 - 1991年)、駐德国代表処経済組(85巻、1978 - 1983年)、台電公司(各処室、1000余箱、1940 - 70年代)などの注目すべき档案が続々と整理中である。

外交档案、経済档案のほか、個人・団体からの寄贈档案が昨今最も増加してきているものとして注目に値する。戦後経済再建に深くかかわった李国鼎(1916-2001年)档案をはじめ、雷震・傅正(1948-1991年)档案(家書など未公開のもの含む)、陳炯明の英文傳記(1878-1933年)や、徐永昌(1916-1959年)、朱家驊(1925-1969年)、王世杰(1933-1992年)、錢思亮(1951-1983年)などがある。公開状況は、<http://archives.sinica.edu.tw/main/person.html>を参照願いたい。

このほか、二二八事件相關資料(1929-1989年)には事件関連の新聞の切り抜き、公文類、報告類、南京第二歴史档案野方所蔵の档案の複写物がある。外交史研究者が注目すべきものに「租界図」(香港、澳門、廣州灣、膠澳、天津、蘇州、煙台、重慶、長沙、外蒙、上海などの写真など365点)、「邊界図」(大陸西北、西南、東北、外蒙および雲南・ビルマ国境付近の地図や写真18点)、駐英大使館档案(1932-1963年、165冊)などがある。今後公開予定のものとしては、中華教育文化基金会(1926-1979年)、中美科学委員会(1949-1996年)、そして何よりも対日条約第五号(交還遼南條約)、十号(中日會議東三省事宜條約)、十八號(図們江定界約)等を含む「條約原文」(条約与合同、1895-1958年)が重要だろう。

このほかには中央研究院自身の档案である院史档案、二二八事件資料、全国・地方・世界あわせて一万点を越える「館蔵中外地圖」档案も重要である(現在はマイクロで公開)。

また、前述の「数位化(デジタル化)」計画も遂行され、近代外交経済重要档案(進行中)、戦後台湾経済重要档案(完成・公開)、実業部、經濟部商業司档案(完成・公開)、台湾總督府専売局档案(中央研究院台史所・社科所・国史館台湾文献館などと協力)、李国鼎先生多媒体(マルチメディア)資料庫(中央研究院計算中心と協力、進行中)などが形成され、昨今は档案の一部を無料でウェブ上で公開し始めている。これは、アジア歴史資料センターに刺激されてのものと思われる。

(2 - 2) 国史館<http://www.drnh.gov.tw/>

国史館は、總統府直屬の「国史」編纂機關として位置付けられ、中華民國政府が台湾に移転した際に運び込んだ档案の大半、および戦後の各官庁および地方自治体の档案(經濟部を除く)の受け皿として機能してきた台湾最大級の档案館である。だが、ここは同時に研究機関でもあり、いわゆる国家档案館的な存在とは異なる。かつての大溪档案(蒋介石・蒋経国機要档案)などの重要档案を有し、また台湾總督府文書を有する旧台湾省文献委員会を附屬機關(国史館台湾文献館)として傘下におさめるなど、社会からの注目度は高い。この档案館は、目録などはウェブ上で公開していないが、ホームページ上での検索機能は年々レベルアップしている。

国家档案法施行後、行政院管轄の部局の档案が国史館に移管される路が閉ざされたため、運営方法の変換を迫られている。總統経験者、また總統府、あるいは企業、個人などに档案収集の方向性を変えつつあるが、依然、定まっていない。

以下、所蔵档案の内容を示す。まず、国民政府档案(1925年7月から1949年6月に至る档案16942巻)、国民大会档案(1938年から1960年に至る档案405巻)、行政院档案(1929年から1974年に至る档案16962巻)、司法院档案(1928年から1979年に至る档案3528巻)、考試院档案(1927年から1971年に至る档案1888巻)など。次に中央政府の各部档案。行政院に属する各部の档案がこの档案館の主要史料である。

昨今、注目が集まっているのが、總統・副總統関係者の档案。無論、蒋中正總統档案が関心の

中心である。この档案の目録は前述のように既にCDで公刊されているが、活字媒体でも朱文原主編『蒋介石總統档案目録』第1冊・第2冊(国史館、1998年)として公刊されている。現在のところ原則的に1949年までを公開しているが、テーマを限定するなどすれば戦後部分や蒋経国档案を閲覧することもできる。档案は、蒋公籌筆(蒋介石が親から記した書簡、電報、諭令など)、革命文献、特交文卷、特交文電、特交档案、領袖家書、文物図書、蒋氏宗譜などに分類されている。検索は決して楽ではなく、特に年代を確定して閲覧しなければならない面がある。

この蒋介石档案のほかにも閩錫山档案もあり注目に値する。なお、元来国民党党史委員会所蔵であった中華民国の大陸時代、台湾時代双方の新聞、雑誌類が大量に国史館に運び込まれたことを特記しておきたい。ほとんど利用されていない地方新聞や雑誌がここに含まれている。

(2-3) 国民党党史館

中国国民党党史館は、国家機関ではなく党が設置したアーカイブ。国民党本部七階に閲覧室が置かれている(档案庫は、七階と地下二階)。档案は国民党の档案で、国民党本部があった地点に応じて分類される。档案としては、国防最高委員会档案、中央政治委員会档案などは必見である。張群の個人档案などもここにある。

国民党は三十年原則を適用することになっているものの、経費の問題などから戦後の档案を「陽明書屋」(台北北郊にあるかつての蒋介石の別荘、現在は内政部と経由して台北市政府の管理下)に残しており、1949年以後の档案の公開には限界がある。

だが、党史委員会の予算難は深刻である。国家によるデジタル化計画にも、「民間機関」であるために予算措置がなされない。国民党本部の移管にあわせて、行き先が不安視されているところである。これは日本の政党にも言えることだが、政党の帰趨と档案のあり方は連動するものであり、歴史档案を多く保存する国民党が、現在の台湾政治との関係の中で档案を位置づけることになることは、台湾の档案の置かれている状況の複雑さを示している。

なお、党史館はスタンフォード大学と積極的な交流計画を結び、档案のデジタル化などを進めようとしている。蒋一族から『蒋介石日記』がスタンフォードに移管され、日中戦争以前まで公開されたことなども考慮に入れると、国民党系とスタンフォード大学との関係の深さをうかがわせる。

(2-4) 国家档案管理局と各部档案館開設の動き

国家档案管理局 <http://www.archives.gov.tw/internet/> は、国家档案法施行後、台湾の档案状況に大きな変化と衝撃をもたらした。国家档案法に基づいて、政府の各部局は所蔵する档案のリストを国家档案管理局に提出し、また档案を廃棄する場合にもこの档案管理局の許可をとらねばならない。

档案管理局は、本来は档案を各部局から移管され、档案を保存、管理、公開することが期待されている。だが、与えられたスペースはそうしたことに耐えられるものではない。そこで、国家档案管理局は、228事件、美麗島事件、921大地震などの大きな案件に関してのみ、档案を各部局から収集、保存、公開することとしている。

だが、従来、档案を国史館や中央研究院近代史研究所档案館に移管してきた政府機関は、国家档案法によってそれができなくなり、また国家档案管理局が档案受入をおこなわないために、自ら档案を公開したり、公刊したりする動きを見せ始めている。教育部は徐州路にて档案公開を開始(中華民國93年12月8日教育部台總字第0930160562號令發布、http://www.edu.tw/EDU_WEB/EDU_MGT/GENERAL/EDU1860001/950308.doc)、また外交部は外交部内あるいは木柵の档案庫で閲覧を認めているし、一部の档案については自ら編集、出版

することとしている。こうした動きは、国家档案法、国家档案管理局という一連の動きの中で現れた新たな動向である。

(2-5) そのほか

このほか、軍事関係として国防部史政編訳局の閲覧室があり、中国共産党関係については、法務部調査局資料室がある⁵。なお、地方レベルでも、宜蘭県史館などで、地方政府の档案を閲覧することが可能となっている。

2. 档案をめぐる制度・行政

(1) 中華人民共和国

中国は積極的に档案政策を進めている。国際的な動きも活発である。中国は、国際文書館評議会(ICA)会議の主要メンバーであり、96年には世界大会が北京で開催された。

組織的には、中央に国务院部委に属する国家档案局(<http://www.saac.gov.cn/saac/index.htm>)があり、第一歴史档案館(<http://www.lsdag.com/>)・第二歴史档案館、中国档案法社、中国档案出版社、档案科学技术研究所、档案幹部教育中心、中国档案雜誌社が直属機関とし、省・直轄市档案館に対しては指導監督権を有する。他方、1919年以降の革命文献、共産党档案、また1949年以後の中央政府档案を管轄する中央档案館は国务院に直属する国家档案局とは別の機関なのだが、両機関の局長、副局長は同一人物である。档案関連の法規には、1987年制定の档案法(96年改正)、90年の档案法実施辦法(99年改正)、そして国家档案局の定める規章などがある。

人材養成は「百万人のアーキビスト」と称されるほど盛んで、学部から博士まで一貫教育できる人民大学档案学院を筆頭に(武漢大学にも博士課程がある)、全国各地に修士課程、学部課程を有する档案学部・学科が多数ある。興味深いのは、これらが情報管理・行政系と歴史系の双方に置かれていることであろう。档案行政の方向は、法規に即した管理運営の徹底、政策に即した行事・企画の実施、そして全国規模の目録標準化にある。デジタル化は台湾・韓国に比べれば今後の課題であるが、中国国家档案文献庫(明清・民国・革命期)などの成果がある。中国の档案事業の状況は、『中国档案報』、『中国档案』などの新聞雑誌、またウェブ上では档案信息网(<http://www.pde.com.cn/>)、国家档案局HP(http://www.saac.gov.cn/archive_bureau/index.htm)で知ることができる。中国档案出版社は、中央・地方各級の档案館指南シリーズを出している

(2) 台湾

70年代まで、台湾における档案は、中華民国、あるいは国民党政権、蒋介石・蔣経国父子の正当性を支えるひとつの根源であった。従って、それらは政府や党の管理下に置かれ、国民党系の研究者とて決して自由に使用できるわけではなかった。特に蒋介石や蔣経国関連の档案は「機密」であった。だが、台湾の政治状況が大きく変化した80年代後半以降、政治的な多元化とともに、「民主化」と「台湾化」が進行、それが大きく档案行政にも影響を与えることとなった。「民主化」は、市民の権利の観点から档案の公開に結びついていき、また「台湾化」は中華民国の「在台湾」化であり、国史としての中国史が相対化され、台湾史が注目され、これまで機密とされてきた档案が一斉に公開されることとなった。歴史の「過去」「タブー」が大きく変化したのである。また、90年

⁵ 法務部調査局については、三品英憲「台湾・法務部調査局資料室紹介」(「近きに在りて - 近現代中国をめぐる討論のひろば - 」42号、2002年12月)を参照。

代後半には、档案公開に関するルールづくり、すなわち「国家档案法」制定および档案管理機関の設立要請が高まり、99年に制定、公布、2001年に施行され、档案管理局が設置された。そして、近年は国家規模で档案の「数位化」(デジタル化)が進められている。台湾は、その国際的な立場の問題から、ICA(国際文書館評議会)などには加盟できないのだが、その档案行政、実際の管理、保存・公開のありかたなどは、東アジアで注目すべき成果を挙げているのである。アーキビスト養成についても、国立政治大学に専門過程を設け⁶、高等文官試験にもアーキビストの枠が確保されたのであった。

台湾の档案行政を見る上でもう一つ重要なのは、台湾社会における「歴史重視」の傾向である。そのため歴史史料としての档案に対する関心も高く、それを無下に廃棄したり、私物化して管理することなどへの批判が強い。これは単にどこかで貴重な档案が発見されたなどということがニュースになるということではなくて、档案管理のありかた、档案行政のありかたそれじたいが新聞の一面を飾るということを意味している。だからこそ、台湾では「市民の権利」として档案の管理、公開を求めていくという方向性だけでなく、歴史史料としての档案を保存し、公開するというこゝもあわせておこなわれたのであった⁷。これは日本とは大きく異なる点である。

(2-1) 国家档案法

1999年12月15日に公布された国家档案法は注目すべきものである。档案は、永久保存とされる国家档案が档案管理局で、またそれぞれの官庁が管理する機関档案に分類される(第一章第二条)。日本同様、この区別をするのは官庁側であり、档案管理局や第三者が保存のあり方を分類するわけではない。台湾では機関を各官庁で何年保存するかについて档案管理局が原案を作成し、行政院の許可を経て実施されることになっている(第二章第十二条)。各官庁は档案管理のための部局、あるいは人員を指定し、事業計画を策定し予算を計上しなければならない(第一章第四条)。そして、各官庁は国家档案、機関档案をどのように分類したか国家一律の方法により目録を作成し、档案管理局に提出、前述のように年限は行政院が最終決定をおこなう。また廃棄に際しては、日本と異なり各官庁で自由に廃棄できない。各官庁は、档案廃棄に際して、その廃棄計画と廃棄する档案の目録を档案管理局に提出し、その審査・許可を得てはじめて廃棄できる。機関档案であれ、具体的な廃棄方法は档案管理局側が原案を作成し、行政院が決定することになっている(第二章第十二条)。各部局に廃棄権を与えない档案法、そして着実におこなわれている人材養成、歴史史料としての档案保存の観点、いずれも、注目に値する档案行政のありかただろう。しかし、前述のように、国史館との関係、スペースの問題など多くの問題が残され、国家档案法、档案管理局の出現が、逆に混乱を招いているという指摘もある⁸。他方、档案管理局が今後国家档案のすべてを自らの管理下におくこととし、国史館、故宮博物院、中央研究院近代史研究所档案館など既存の档案館を「档案管理局の管理下にある档案の利用者」と位置付けたため、既存の档案館との間での問題が顕在化している面もある⁹。

⁶ 国立政治大学には「図書資訊学研究所」に「档案學組」が1996年に設けられ、毎年15名程度の修士号を有する卒業生を輩出している。また、昨今は档案法の施行を受けて官庁の職員を対象とした「档案管理專業人員進修学士学位分班」が档案管理局との協力の下に設けられている。

⁷ 新設された国家档案局の諮問委員などに多くの歴史研究者が加わったこともこうしたことのあらわれであった。

⁸ 筆者は2002年12月26日に、档案管理局の陳士伯局長らにインタビューをおこなった。「台湾档案管理局局長へのインタビュー記録」を参照<http://www.juris.hokudai.ac.jp/~shin/>。また、2005年11月にも陳局長らにインタビューをおこなった。

⁹ 国家档案局は行政院研究發展考核委員会に属している。行政院が一等機関、研究發展考核委員会が二等機

(2-2) 档案デジタル化計画

国家レベルで進められている台湾の档案数位化(デジタル化)計画は、具体的には各档案館で個別に(競争的に)推進されている。計画全体は「数位典藏国家型科技計画(National Digital Archives Program)」(2002年1月1日に正式成立)の下に進められている。これは、行政院国家科学委員会の「数位博物館計画」、「国家典藏数位化計画」、「国家数位図書館合作計画」という三つの計画を引き継ぐものである。<http://www.ndap.org.tw/Introduction/index.shtml> また档案方面では、「推動全国档案資訊化計画(2001年至2004年度)」(行政院中華民國九十年七月十一日 台九十秘字第 四一四二三號)http://www.archives.gov.tw/NAInter/n02/n02_5_003.htmにあるように計画が具体化されており、これはさらに「全国档案資訊系統計畫(2003年至2006年度)」(行政院中華民國九十二年二月六日 院臺經字第 九二 五七六三號)http://www.archives.gov.tw/NAInter/n02/n02_5_003.htmとなって、先の計画によりデジタル化された档案を連携されたシステムの上に載せて一括して利用できるようにしようとしている。中央研究院近代史研究所では、すでにウェブ上での公開に踏み切っている。

各档案館で個別に進められている計画については以下を参照願いたい。(1) 国史館数位典藏計画簡介 <http://210.241.75.210:8080/DAP/chinese/intro/intro.jsp>、(2) 中央研究院歴史語言研究所数位典藏 <http://www.sinica.edu.tw/info/ihp1998/home.htm>、(3) 国史館台湾文献館 典藏史料数位化計画簡介<http://www.th.gov.tw/digital.php>、(4) 台湾台湾文献文物典藏数位化計画 淡新档案<http://libftp.lib.ntu.edu.tw/project/database1/index.htm>、(5) 台湾大学台湾文献文物典藏数位化計画 岸裡大社文書 <http://libftp.lib.ntu.edu.tw/project/database2/index.htm>、(6) 台湾台湾文献文物典藏数位化計画 伊能嘉矩与台湾研究 <http://libftp.lib.ntu.edu.tw/project/database3/index.htm>、(7) 台湾老照片 <http://www.sinica.edu.tw/photo/>、(8) 故宮清代档案数位典藏子計画 <http://www.npm.gov.tw/dl/plan04/index.htm>、(9) 档案管理局二二八事件档案資訊網 <http://www.archives.gov.tw/228/>、(10) 中央研究院近代史研究所档案館外交經濟重要档案数位典藏計画 <http://dipeco.sinica.edu.tw/> など。

3. 史料的意義と新たな課題

周知のとおり、ここで紹介しなかった韓国においても、朝鮮総督府文書をはじめ政府関連文書が急速に公開されている。ここでは、日本「帝国」の残した日本語文書、それも「内地」にはないものが廃棄されずに残されているという面がある。檜山幸夫が述べるように、こうした総督府文書が、逆に日本近代を考える上での重要な史料となっていくことが予想される。

中国側の档案が膨大にあいたことは、東アジア史を「マルチ・アーカイブ」方式で明らかにすることができるとを意味する。従来、日本側の史料だけを用いる形で描かれた日中関係史が多く見られたこと、また中国側の史料を参照するにしても、日本側の史料から論点を析出し、論理を組み立ててから、それに対応する中国側史料を当てはめる傾向が多かったのに対して、中国側の視

関であるから、国家档案局は所謂「三等機関」ということになる。しかし、外交部など行政院に属する各部は二等機関、總統府直屬の国史館や中央研究院は一等機関である。三等機関が二等機関である官庁に档案管理のありかたを命じ、国史館などの一等機関と档案所蔵について調整をしていくことに不安を指摘する向きもある。また、現政権の存続如何によってはその方向性が大きく変わる可能性があるという指摘もある。だが、国家档案局側は各部局や既存の档案館との調整は上部機関である行政院をつうじておこなうとしており、また政権の交代については既に国家として方針を決定しているのだから問題無いとしていた(上記インタビュー)。

線で「実証的」に關係史を描く可能性が出てきたことを意味している。これまでの先行研究の成果をふまえた、立体的な研究が出てくることだろう。

このような研究上の意義については、個々の研究分野や研究者自身が取り組むべきことであるように思うので、ここでは多く述べない。以下は、こうした中国や台湾の档案をどのように位置づけ、どのように向き合っていくのかということについて、考えてみたい。

(3-1) 日本側からの史料情報の発信

1980年代以後、東アジア各地で民主化が進み、中国においても社会の多元化が見られる中で、これまで政治と強く結びついた「歴史の自由化」にも(限界があるにせよ)結びついた面がある。そのため、日本の研究者にも多くの史料が提供され、バブル経済なども手伝って、多くの研究者が東アジア各地で档案を閲覧する状況がひろがった。しかし、ここで逆に問われたのは、日本側の対外発信であった。

もちろん、それに対応する動きも日本であった。それは、「戦後五十年」にともなう歴史研究のインフラ形成に関する動きであった。これは1990年代半ばにおき、それが村山内閣の平和友好交流事業により予算化された。この事業は、受け皿の問題などがあり、なかなか実行ベースにのらなかったものの、日韓、日中、日台それぞれの歴史研究の交流事業を展開し、東南アジア関連部分を中心にして「アジア歴史資料センター」計画が結実していった。それは、総理府外政審議室を中心に調整が進んだ。また、この時期には、東アジア各地の史料状況の把握、史料情報の共用問題、歴史資料センターの機能をめぐる問題、そして阪神淡路大震災を受けて災害と史料保存の問題、さらには「東アジア近代史」をいかに考えるのかという問題が議論されていたと思われる。そして、1999年11月30日、「アジア歴史資料整備事業の推進について」という閣議決定がなされ、アジア歴史資料センターの開設が定められた。現在、東アジア各地の研究者は、このアジア歴史資料センターの史料を利用して研究をおこなっている。中国でも、これを利用した日中関係研究の専門書が出始めている。しかし、アジア歴史資料センターだけで、東アジアの研究者のニーズを満たせるかどうかという問題がある。このあたりについては、史料などのリソースが一方通行にならないようにすることが求められるのである。

東アジアの日本以外の諸国・地域では、国家プロジェクトとして近現代史の政府文書などが保存、整理、公開されてきており、昨今は、逆に日本の立ち遅れが浮き彫りになってきた面がある。これは、近現代日本が欧米から文書館制度を移入しなかったという根本的問題だけでなく、2001年に情報公開法が施行され、さらに個人情報保護法が施行される中で、いっそう歴史史料の位置づけが曖昧になり、廃棄の対象、非公開の対象となってきたこととも関連する。中でも、アジア歴史資料センターの対象外に置かれてた現代部分についての文書の危機が指摘されるようになって来ていた。こうした危惧は、内閣府が2003年5月に組織した「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」に見られるように、政府においても共有されていたところであるが、歴史研究の学界としてこうした動向にいかなる意見を述べ、活動をおこなうのかというスタンスを定めることが求められ始めていたのである。

こうした日本の歴史文書をめぐる動きも東アジアの研究者からの視線に晒されている。台湾では歴史研究者の論理と情報公開の論理の双方が組み合わさりながら、国家档案法が施行されてきている。日本では、歴史学界がどのように社会に問題的をしたであろうか。

(3-2) 東アジアにおける史料の共有化と共用化

ここで、東アジア各地の档案などをどのように「共用化」するのかという大きな問題が生じる。「共

有化」とは異なる意味で「共用化」を強く意識したのには、第一に各国・地域のそれぞれの背景の下で史料のもつ政治性、敏感さがあり、「共有」という概念でコンセンサスは得られないこと、第二に、日本側の問題として、史料収集行為が「宝探し」的な風潮が見られ、その史料が、以前からそこにあり、現地の文書館の目録には掲載されていたにもかかわらず、そうした現地のコンテキストや背景が捨象される傾向が見られていたからであろう。

もちろん、東アジア近代史史料センターのような機関をつくり、そこに史料を集めるといった方向性を考える向きもある。だが、そうした考えは多くの場合批判の対象となる。史料情報を、あるウェブ上に集積するということであっても、そのサイトをどの国・地域のサーバーに置くのかということだけでも困難が想定された。

だが、こうした史料の「共用化」が「歴史の共有」に結びつくのかどうかについては、相当の留保が必要だろう。「史料の共有が歴史観の共有にもつながる」、「史料の共有により、立場は異なるにせよ、議論の土台が築かれる」といった、議論はやや楽観的に映る。確かに、歴史史料の共有はきわめて重要であり、共同研究の基盤となる。だが、たとえばかつての宗主国が植民地支配に関する「史料」の共有を求めたら、まして近代歴史学の実証主義に立ち、文字史料を重視しようとするのなら、史料の共有は宗主国に有利にはたらく。また、国民国家形成をほとんど終えた側が、国家の相対化、国民国家建設において歴史が正当性調達の工具となる史料もまた動員されることを説いて、「客観的」なることを求めようとも、そうした対話は国民国家建設の只中の相手には通じないであろうし、まして日本側が近代史においてそれを要求すれば、国家行為としての戦争や植民地支配の責任を淡化しようとしていると映るであろう。このような「史料の共有」にまわりつく問題性は、史料それ自体のもつ恣意性を考慮すれば想定できることである。

(3-3) 歴史研究とアーカイバル・ヘゲモニー

東アジアの史料の共有化や日本側からの発信の重要性について意識した上で、ここでは史料公開と歴史叙述の間にあるヘゲモニーについて考えて見たい。これは外交史や国際政治史に主に見られることで、歴史学全般に当てはまることではないと思うのだが、たとえばアメリカやイギリス、ロシアなど、積極的に文書を公開する国は、その観点を歴史叙述に反映させやすくなるということがある。文書を多く、利用しやすいかたちで示すことは、世界から博士課程の学生をひきつけ、多くの博士論文や著作を生み出していくことになる。

日本はどうであろうか。実際、歴史史料を積極的に残していくことが、政治や行政の行為を歴史によって評価するという、「未来」へのアカウントビリティについて、日本で議論になることは依然まれであろう。それは、国際政治史や外交史の場合、将来に形成される国際政治史や外交史に発言権を確保することでもある。アメリカやイギリスは戦後の国際政治史などについて、アーカイブ公開により、その正当性を主張している感さえある。このようにアーカイブの公開により、歴史叙述に大きな及ぼすことをアーカイバル・ヘゲモニーだと筆者は考えている。

日本では、現在、情報公開法などを研究者が利用して、積極的に「史料」を引き出さねばならない時代、そういう意味での史料創出をしなければならない状況になっているのだと思う。公開されているものを見る、のではなくて、「公開させていく」ことなのである。

歴史研究者が文書公開の制度形成にかかわった台湾、まったく異なる論理で文書保存をおこなう中国など、東アジア各国の状況をふまつつ、外国から日本の情報公開制度へのアクセス、また情報の提供など、今後は新たな「共用化」への試みがなされていくことが期待される。

(3-4) 档案調査と利用

次に視線を転じて、個々の研究者の档案へのアクセスとそこにおける課題について考えて見たい。歴史研究者が自らの研究のために史資料を求め歩き、その所在を確認し、利用していくことは当然おこなわれるべき作業過程であり、研究の基礎である。史料の所在が相次いで明らかになる中、こうした史料調査の必要性は以前よりも高まり、史資料情報の交換、共有もまた重要なこととして認知されてきている。そして、史料整理、出版などをはじめ歴史遺物の「史料化」という作業も以前以上に求められているところである。こうした情報の共有や史料化について、日本の学界はそれを決して軽視することなく、ほかの東アジアの国・地域の学界に比べれば、業績として認知する方向にさえある。日本の学界誌に見られる数多くの史料紹介文や、また多く出版されている貴重な目録類がそれを表している。この点は注目されるべき傾向であるし、それが日本の学界のアドヴァンテージになっている面もあるように思われる。

だが、こうした海外で档案などの史料に出会うとき、特に日本語の文書や図書に出会う中で、「これだけの物が埋もれているのは惜しい」、「価値に見合う扱いを受けていないのではないか」、「保存状況が気になる」などといった感想をもち、「何かできることはないのだろうか」と思うに至る研究者も決して少なくはないであろう。しかし、そうした档案などの史料がそこに「ある」というのは、こちらから見れば「放置」に見えても、いろいろな歴史的な経緯やコンテキストの中で、そこにそのようにして「ある」ということは大切であろう。そして何よりもそれは「外国」のものである。個人的な資料収集に際しての目録作成、史料化、情報発信作業は、現地のルールやコンテキストを踏まえたいうでおこなわれることが求められるし、もちろん「日本が残したものだから日本の物である」などという論理が成立する筈がないことは自明である。だからこそ、個人的に研究のための調査をする側からすれば「お宝発見」であるにしても、「地理上の発見」という言葉が西洋中心主義的であったと同様、その「宝探し」のコンテキストは、外国の档案館や図書館には共有されないことのほうが多い。そして、その「宝」が埃に埋もれていようと、「史料の価値がわからない」からそうになっているわけではないことが多く、またその価値とは相対化されたもので、日本の研究者の感じる価値はあくまで価値観の一部に過ぎないということがあると思う。

(3-5)トラブルの事例

他方、手続き的を慎重におこない、先方との約束事を守るということも、最低限のこととして求められよう。実際、個人の史料収集というよりも、それを史料集などとして出版する「史料化」という作業過程の中ではトラブルが発生しがちである。たとえば、中国の図書館所蔵の日本図書が当該図書館との十分な調整を経ないままに史料集の一部として日本で公刊され、それが内容的に問題視された結果、当該図書館での公開・複写などに制限が加えられた事例がある。また、閲覧に際して経費を必要としたり、出版契約を結ぶ際に経費が必要な場合に、日本の研究者が法外に多額の経費を支払うことで特別の計らいを要求したために、以後の閲覧者の閲覧・複写に関わる経費が高騰したという事例もある。こうした事例は、個人調査とそこから発生する史料化という作業にも慎重さが求められることを示している。

そして、個人の研究範囲を超え、また単発的な史料化を超えたかたちで展開される目録化やデータベース化の場合、問題は複雑化する。たとえば、研究組織あるいは共同研究がおこなう「史料保存状況」調査である。本来、現場がやるべきことを、日本人研究者がわざわざ海外に出かけて行って「する」という行為は、先方からすればスムーズに受け入れられることではないということは容易に想像できよう。そして、そうしが行為が日本が植民地支配をおこなった地域に対してなされる場合には、文化的収奪として位置づけられる可能性もある。

無論、先方のニーズとかみ合う場合、歓迎されることもあるであろう。だが、十分な話し合いと納得、合意の過程を経ないと、ただ金銭を媒介とするか、まったく双方の誤解の上に成立した「契約」を結ぶことになってしまうことがあるのではないだろうか。

(3-6)「日本」の敏感さと「文献実証」

東アジアにおける「日本」は依然敏感な存在である。無論、個々の研究者にナショナル・フラッグが貼り付けられているわけではないが、学問が国家を単位として組織され、また学術情報や研究資金が国家ベースで還流し、目録類も国単位、言語単位に編まれることが多い現状を考えれば、研究者やプロジェクトにナショナル・フラッグが貼られがちであることは理解できるであろう。ことに、国家建設・国民国家建設が進行中の東アジアではそうした傾向が強い。こうした意味で、日本から東アジア各地に出かけていく場合、「日本」への視線を無視するわけにはいなくなるであろう。

「日本」が敏感であるのは、その侵略や支配そのものだけでなく、戦後に亘って東アジア各地で「日本」を語ること、日本に関する史資料を扱うことなどもまた、敏感であったことも留意すべきである。それだけに、日本の研究者が東アジア各地の図書館や文書館に出かけて行き、そこにある「文献」に強い関心を示すこと、それじたいに対しても、ひとつの批判的視点があることを記さなければならないと思う。

植民地統治、また占領統治において、現在文字資料として残されるような「文献」「文書」を作成したのは、多くの場合、支配者であった日本側であり、それは多くの場合、日本語で記されていた。植民地、占領地において、文字媒体、文書というものは当然一定の制限下で作成されている。いま、日本研究者が「文献実証主義」を背景に、日本語史料に強い関心を示し、それをもとに歴史を再構成しようとしたら、そこに厳しい視線が向けられることがあることは言を待たない。日本統治時代の歴史が進む台湾において、日本語史料がある程度相対化され、また博物館に強い関心が降り注ぐのはこうした背景があるからだろう。博物館は、「モノ」を相手にする以上、日本人の視線を反映しがちな図書館や档案館とは異なるスタンスにある。

おわりに

グローバル化と東アジアの地域統合の中で、また中国、台湾の急速な発展の中で、研究の背景にある様々な条件に変化が生まれ、それとのかかわりの中で新たな可能性と共に課題がうまれている。また、日本についても、東アジアからの目線に晒される中で、従来の内的対応とともに、東アジアへの目線を意識した動きが必要となってきたということであろう。